

国家公務員の60歳以降の働き方について (概要)

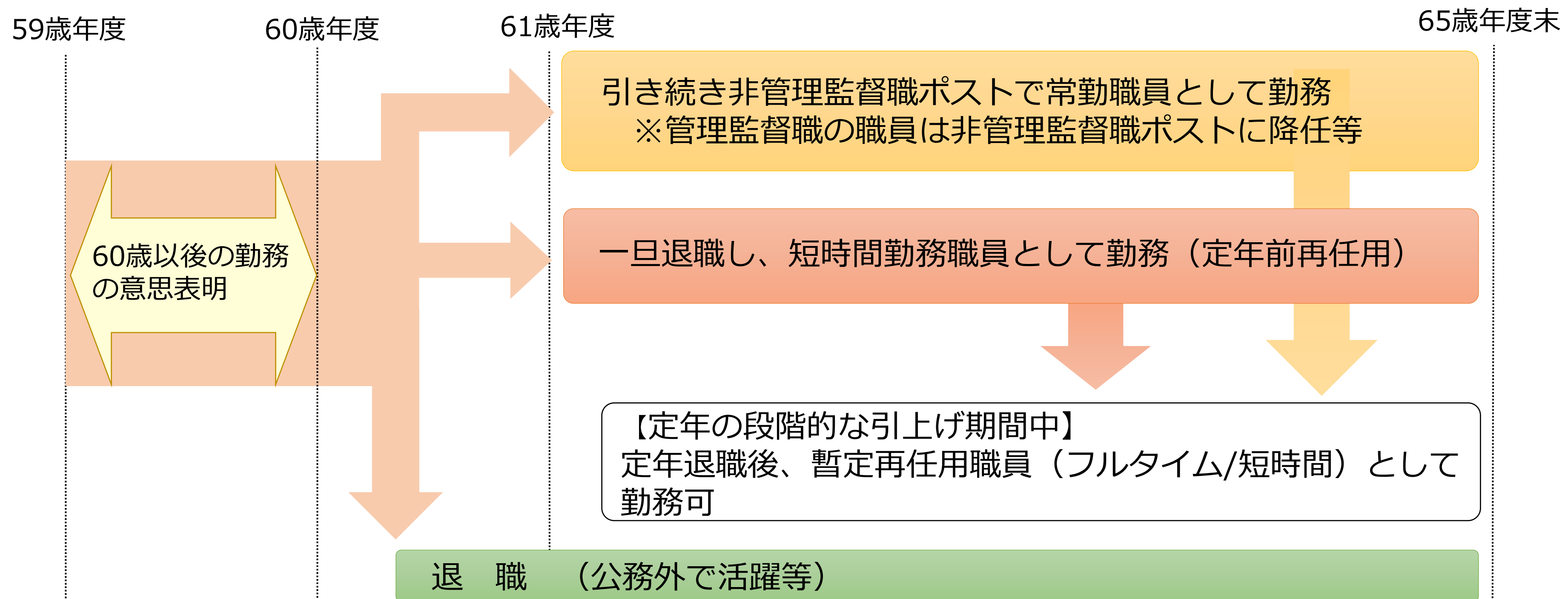
令和8年4月
人事院給与局
内閣官房内閣人事局

定年の段階的引上げ等のポイント

令和5年度から次のように変わりました。

- **定年の段階的引上げ** 定年年齢を **2年に1歳ずつ引上げ**（令和5年度：61歳 ⇒ 令和13年度：65歳）
- **役職定年制** 60歳に達した管理監督職の職員は **非管理監督職ポストに降任等**
- **60歳に達した職員の給与** 61歳に達する年度から基本給は **7割支給**
- **退職手当** 60歳以後定年前に退職した者は、**定年退職と同様に、退職手当を算定**
- **定年前再任用短時間勤務制** 60歳に達した日以後、定年前退職者を **短時間勤務ポストに再任用**

<60歳以降の勤務選択フローチャート>



定年の段階的引上げ

○ 原則定年が65歳に段階的に引き上げられます。

	令和4年度	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

<職員の生年と定年との対応表>

定年 (年度) 生年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
S37.4.2～ 38.4.1生	60歳	(61歳)	(62歳)	(63歳)	(64歳)	(65歳)					
S38.4.2～ 39.4.1生	59歳	60歳	61歳	(62歳)	(63歳)	(64歳)	(65歳)				
S39.4.2～ 40.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	(63歳)	(64歳)	(65歳)			
S40.4.2～ 41.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	(64歳)	(65歳)		
S41.4.2～ 42.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	(65歳)	
S42.4.2～ 43.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

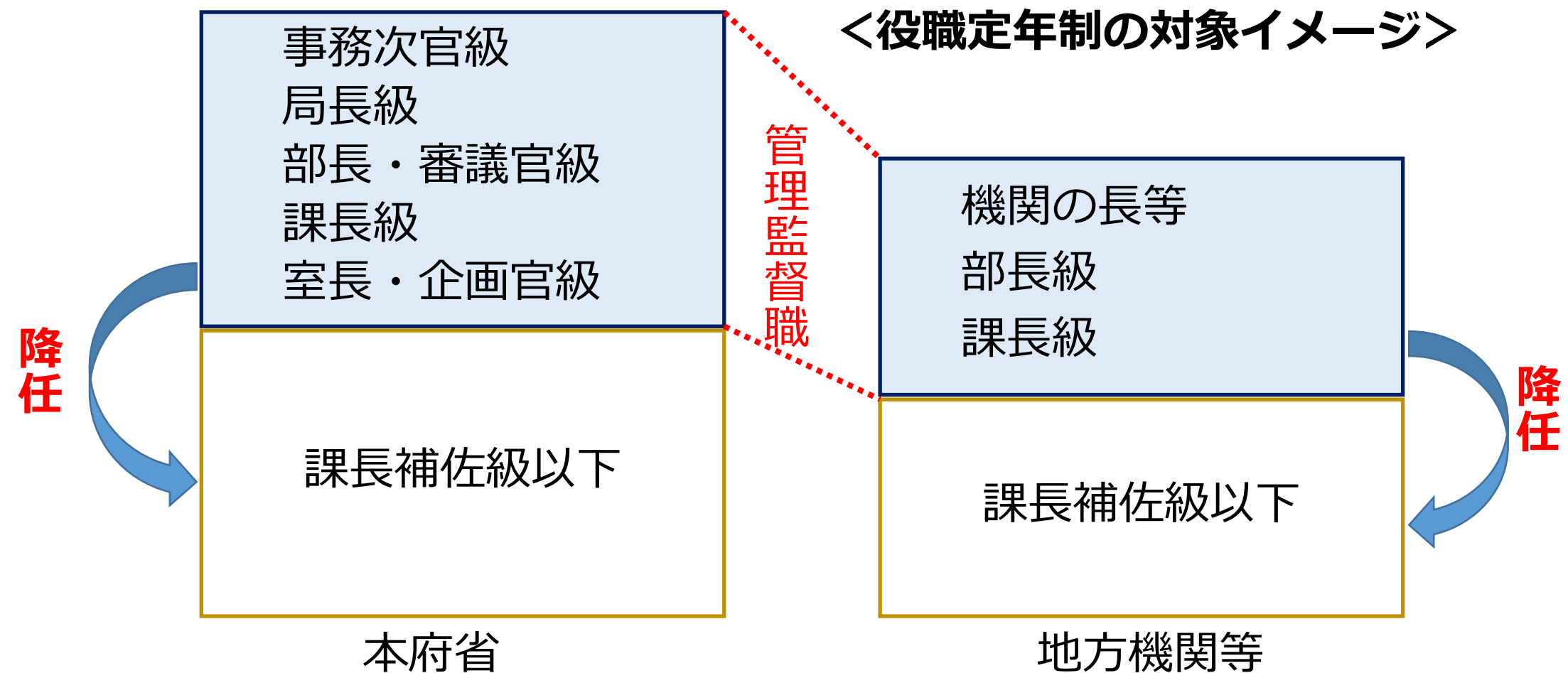
※黄色のセルは、定年退職年度を示す。
※定年退職後の暫定再任用は、括弧書年齢の65歳まで可能。

管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）

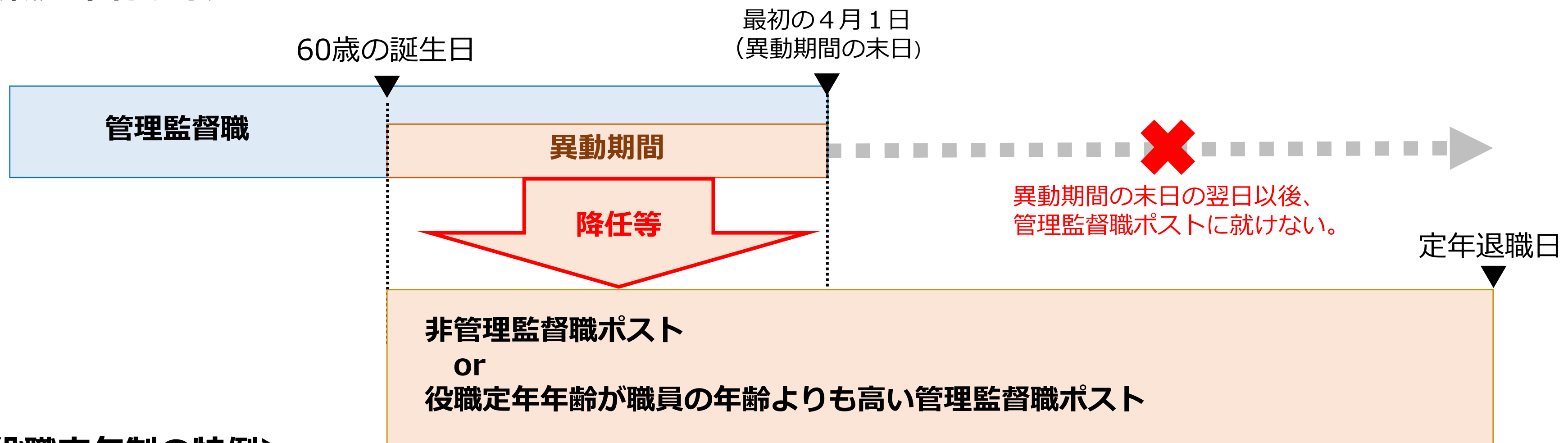
- **管理監督職の職員は、60歳の誕生日から最初の4月1日までの間（異動期間）に、非管理監督職ポストに降任等することになります。**

<役職定年制の対象>

- ◆ **指定職**
- ◆ **俸給の特別調整額支給官職**
※俸給の特別調整額は、いわゆる管理職手当です。
- ◆ **俸給の特別調整額支給官職に準ずる官職として人事院規則で定める官職**



<役職定年制のイメージ>



<役職定年制の特例>

人事院規則で定める事由に該当する場合（役職定年による異動により、公務の運営に著しい支障が生ずる場合）、「特例任用」により異動期間を延長して引き続き管理監督職に就くことができます。

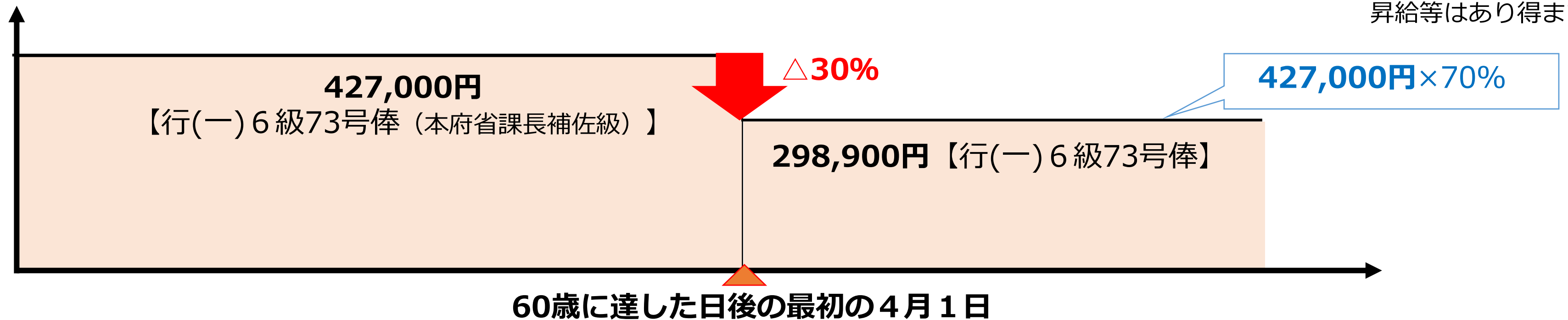
60歳に達した職員の給与

- 当分の間、61歳に達する年度以後の俸給月額（基本給）は、俸給月額の7割水準になります。
降任等した場合は、降任等前の俸給月額の7割水準（61歳に達する年度以後の俸給月額＋調整額）になります。

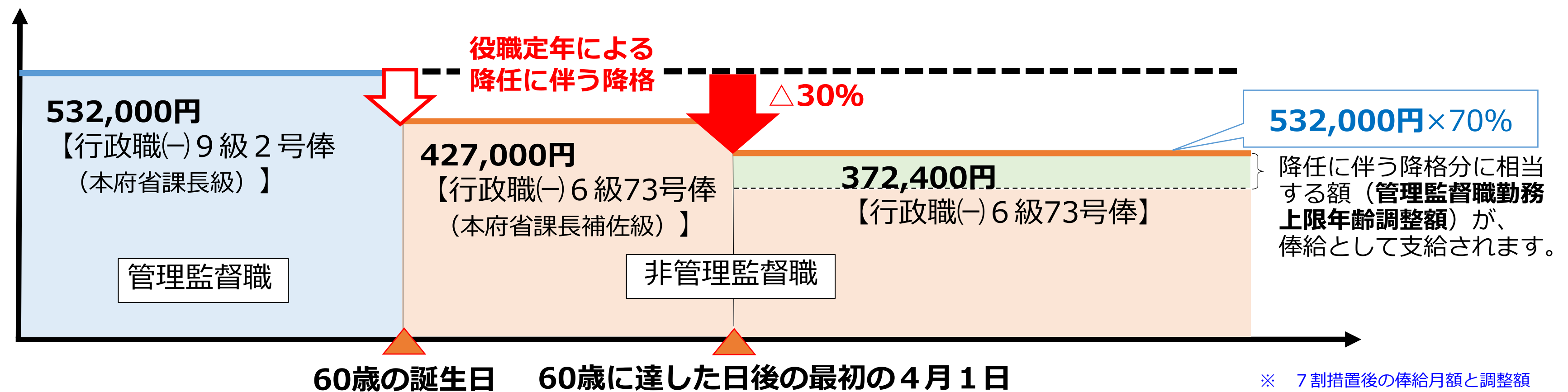
<非管理監督職の場合（例）>

※ 令和8年4月1日時点の俸給表による。以下同じ。

※ 勤務成績に応じた昇給等はありません。



<役職定年による降任等の場合（例）>



※ 7割措置後の俸給月額と調整額の合計は、当該職員が現に受ける職務の級の最高号俸の俸給月額（100%水準）が上限となります。

<60歳に達した職員の諸手当>

- ◆ **7割水準となる手当**：地域手当、期末・勤勉手当 等
- ◆ **7割水準とならない手当**：住居手当、扶養手当、通勤手当 等

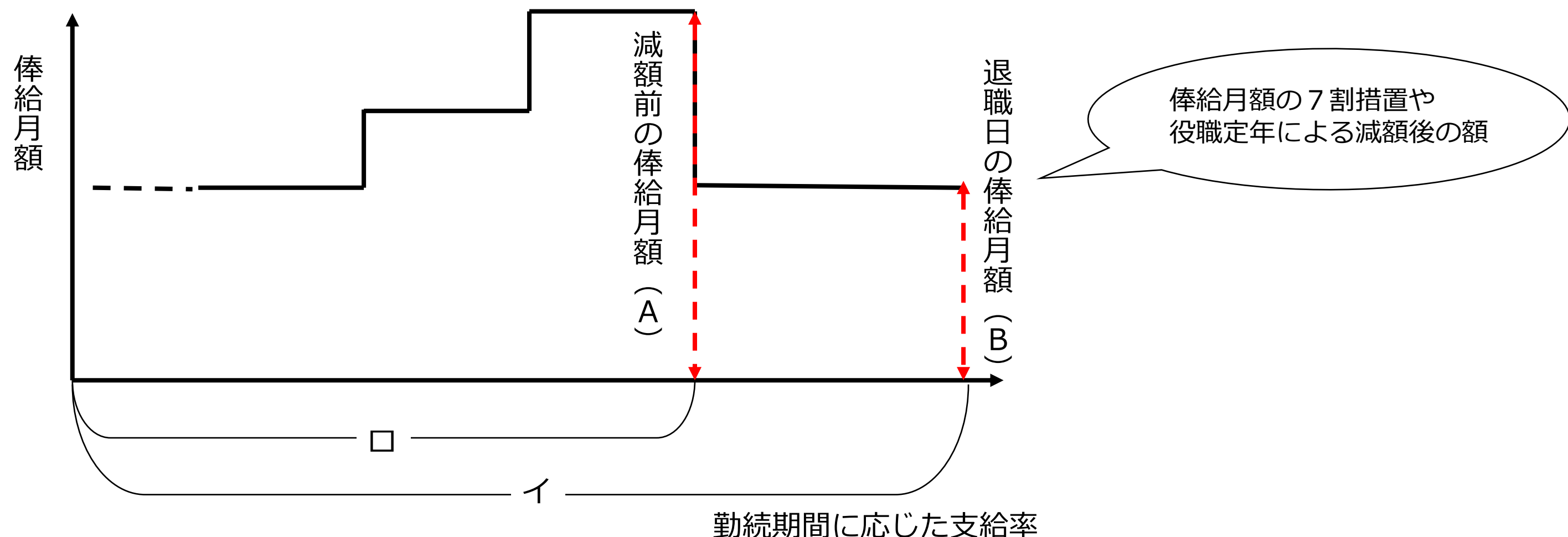
60歳に達した職員の退職手当

- 60歳以後定年前に退職した職員が不利にならないよう、退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。
- 俸給月額の7割措置や役職定年による降任等に伴い、俸給月額が減額される場合、減額前の俸給月額の最高額を考慮して退職手当の支給額を算定する「ピーク時特例」が適用されます。

<退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）>

退職手当の基本額

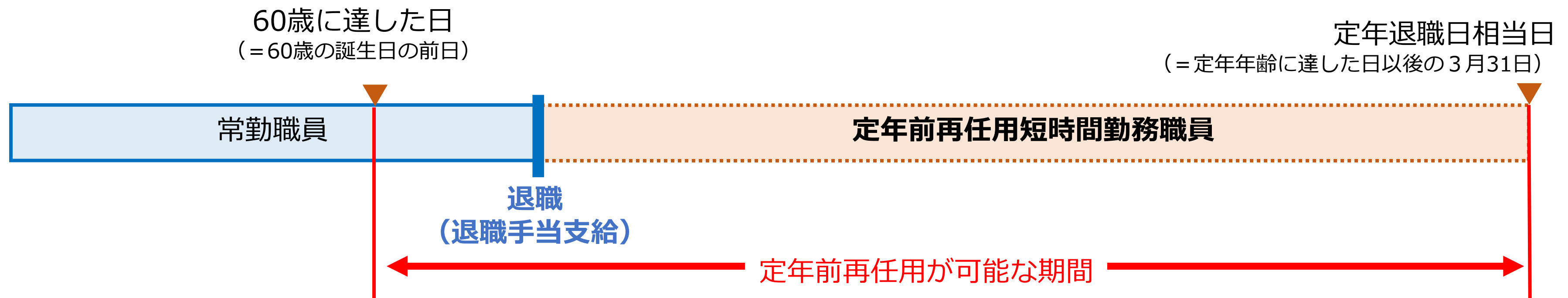
$$\begin{aligned} &= \text{減額前の俸給月額（A）} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率（ロ）} \times \text{調整率} \\ &+ \text{退職日の俸給月額（B）} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率（イ）} - \\ &\quad \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率（ロ）}) \times \text{調整率} \end{aligned}$$



定年前再任用短時間勤務制

- 本人の希望により、60歳以後定年前に退職し、短時間勤務のポストに再任用（定年前再任用）されることが可能です。

<定年前再任用短時間勤務制のイメージ>



<定年前再任用短時間勤務職員の処遇等>

採用	人事評価の全体評語その他従前の勤務実績等に基づく選考による採用
任期	採用の日 ～ 定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）
勤務時間	15.5時間～31時間／週
基本給	各俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄の基本俸給月額に、1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額
諸手当	（支給）地域手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当 等 （不支給）扶養手当 等

暫定再任用制度

○ 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、旧再任用制度と同様の仕組みを措置する制度です。

＜暫定再任用が可能な年度（定年の段階的引上げ期間中に原則定年で定年退職した者の例）＞

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
原則定年 年齢 定年 退職年度	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳
令和4年度	<u>60歳</u>	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
令和6年度		60歳	<u>61歳</u>	62歳	63歳	64歳	65歳			
令和8年度			60歳	61歳	<u>62歳</u>	63歳	64歳	65歳		
令和10年度				60歳	61歳	62歳	<u>63歳</u>	64歳	65歳	
令和12年度					60歳	61歳	62歳	63歳	<u>64歳</u>	65歳

※ 年齢はその年度内に到達する年齢を、下線は定年退職の年度を、網掛けは暫定再任用が可能な年度を表しています。

＜暫定再任用職員の処遇等＞

採用	人事評価の全体評語その他従前の勤務実績等に基づく選考による採用
任期	採用の日から1年を超えない範囲内で任命権者が定める期間 1年を超えない範囲内で更新可能。最大65歳到達年度の末日まで
勤務時間	フルタイム勤務：38時間45分／週、短時間勤務：15.5時間～31時間／週
基本給	フルタイム勤務：各俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄の基本俸給月額 短時間勤務：各俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄の基本俸給月額に、 1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額
諸手当	(支給) 地域手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等 (不支給) 扶養手当等

◎本資料は、令和5年度以降に60歳以上の職員に適用される任用、給与等の制度の概略です。

これらについて更に詳しく知りたい場合は、人事院HP及び内閣人事局HPに掲載する『国家公務員の60歳以降の働き方について－情報提供・意思確認制度に基づく情報提供パンフレット－』をご覧ください。

パンフレット掲載先URL

人事院 <https://www.jinji.go.jp/seisaku/kyuyoshogaisekkei/teinen.html>

内閣人事局 https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_i.html